

第 5 1 号議案

亀岡市公民館設置及び運営に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

亀岡市公民館設置及び運営に関する条例（昭和 3 8 年亀岡市条例
第 1 0 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市公民館設置及び運営に関する条例
の一部を改正する条例

亀岡市公民館設置及び運営に関する条例（昭和 3 8 年亀岡市条例
第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中

「

| | |
|------------|---------------------|
| 1 亀岡市中央公民館 | 亀岡市内丸町 4 5 番地の 3 |
| 2 亀岡市篠公民館 | 亀岡市篠町篠中北裏 6 8 番地の 1 |
| 3 亀岡市吉川公民館 | 亀岡市吉川町吉田沢 6 3 番地 |

」

を

「

| | |
|------------|---------------------|
| 1 亀岡市篠公民館 | 亀岡市篠町篠中北裏 6 8 番地の 1 |
| 2 亀岡市吉川公民館 | 亀岡市吉川町吉田沢 6 3 番地 |

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(亀岡市中央公民館使用条例の廃止)
- 2 亀岡市中央公民館使用条例(昭和45年亀岡市条例第38号)は、廃止する。

亀岡市公民館設置及び運営に関する条例
の一部を改正する条例案要綱

- 1 亀岡市中央公民館を平成30年3月31日をもって廃止すること。
- 2 関係条例を廃止すること。
- 3 この条例は、平成30年4月1日から施行すること。